大分合同新聞（夕刊）

2009年（平成21年）3月14日　土曜日

法律あれこれ

離婚に伴う取り決め

親権、養育費、年金の分割…

Q　結婚して15年になり、中学生の子どもが2人います。共働きです。自宅は2000万円で購入しましたが、ローンが700万円ほど残っています。預貯金は500万円ほどあります。自宅、ローン、預貯金ともすべて夫名義です。夫と離婚についての話し合いをしていますが、どのようなことを取り決めておく必要があるのでしょうか。

A　離婚においては、子の親権者と養育費の負担、財産分与、慰謝料を決める必要があります。年金も夫婦間で厚生年金受給額に差額が生じる可能性があるので、その分割について取り決めをしておいた方がよいでしょう。

親権は、子どもが中学生と、ある程度成熟していますから、その意見も聞いて決めるのがよいです。養育費は毎月の金額のほかに、今後教育にお金がかかりますので、進学時の負担も定めておくとよいでしょう。

財産分与としては預貯金、自宅の分配、ローンの負担を決める必要があります。分与の割合は2分の1を基本に、子供を引き取る側の生活事情を考えて加減するのがよいと考えます。

自宅は、売却して剰余金がある場合にはローン債務を差し引いて分ければよいですが、ローンが残る場合や、一方が自宅を取得する場合には、どちらがどの程度のローンを負担するのかを決めておく必要があります。

離婚原因が不貞行為などである場合には、慰謝料についても協議する必要があります。取り決めた事項は、争いが生じないようにするために書面化しておくべきです。

子の養育費については、長期にわたりますので、公証人役場で公正証書を作成しておくのがベターです。年金分割の合意をする場合は、公正証書などの書類を作成添付して、社会保険事務所に分割の請求をする必要があります。

詳しい内容について、一度弁護士に相談することをお勧めします。

（弁護士　松田健太郎）